

「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成26年9月11日午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者 小森田 恵 樹 （千葉地方裁判所刑事第4部判事）  
裁判官 三 浦 隆 昭 （千葉地方裁判所刑事第4部判事）  
裁判官 小 川 貴 裕 （千葉地方裁判所刑事第4部判事補）  
検察官 秦 智 子 （千葉地方検察庁検事）  
検察官 下 野 真 弓 （千葉地方検察庁検事）  
弁護士 虫 本 良 和 （千葉県弁護士会所属）  
弁護士 岡 本 大 地 （千葉県弁護士会所属）

1 番 裁判員経験者 女  
2 番 裁判員経験者 女  
3 番 裁判員経験者 男  
4 番 裁判員経験者 男  
5 番 裁判員経験者 女  
6 番 裁判員経験者 女  
7 番 裁判員経験者 男

議事要旨

別紙第1のとおり

(別紙第1)

**【司会者】**

これから「裁判員経験者の意見交換会」を始めさせていただきたいと思います。

本日は、経験者の皆様方には本当にお忙しい中、それから雨が多いい中、お越しいただきまして本当にありがとうございます。

私は、本日、司会を務めます裁判長の小森田と申します。どうぞよろしくお願ひします。

今日の会の趣旨ですけれども、裁判員制度が平成21年5月に始まりまして、5年が経過し、裁判員制度というものがある程度多くの方々に知られてきていますけれども、この制度の運営に携わっている、私どもいわゆる法律実務家の方では、法律家ではない裁判員の方々を迎え入れて刑事事件を審理するに当たって、どのようにして審理を行えばいいか、これまでいろいろと試行錯誤をしてきたところでありますが、まだまだ課題が多いと思っているところです。

そのような中、今後、裁判員制度をよりよく運営していくために、私ども実務家の方でも、裁判員経験者の方々から率直な御意見、あるいは御感想をお伺いすることが非常に重要なことだと考えております。そういう意味で、この意見交換会を開催させていただいているところです。

本日は、是非とも忌憚のない御意見、御感想等をお伺いできればというふうに思っている次第です。

それでは、まず実務家の方から自己紹介をさせていただきたいと思います。まず、検察官からいかがですか。秦検察官、どうぞ。

**【秦検察官】**

検察官の秦と申します。千葉地検には、この4月から勤務しております。

裁判員裁判が非常に多い地検ですので、皆様の今日の御意見を貴重な意見として、是非お聞きしたいと思います。よろしくお願ひ致します。

**【下野検察官】**

同じく千葉地方検察庁の下野と申します。よろしくお願ひ致します。

私も4月から裁判員裁判の事件を担当している部署に所属しています。日々、証拠の説明であるとか、被告人質問について少し工夫をしておりますので、今回このような会での皆さんの御意見を踏まえて今後につなげれば良いかと思ひますので、よろしくお願ひ致します。

**【司会者】**

それでは、虫本弁護士、よろしいですか。

**【虫本弁護士】**

こんにちは。弁護士の虫本と申します。私は、弁護士ちょうど7年目になりました。千葉では裁判員裁判を多分15件とか、20件とか、それぐらいやってきました。千葉県の弁護士会には裁判員裁判をどういうふうに進めていくかを考える委員会というのがありまして、そこに所属している関係で、今日はここに参加させていただきました。

なかなか事件をやっても、裁判員の皆さんの生の声を聞く機会が余りないので、今日はとても楽しみにしてまいりましたので、皆さんの率直な話を聞ければと思っております。よろしくお願ひします。

**【司会者】**

それでは、岡本弁護士、どうぞ。

**【岡本弁護士】**

同じく弁護士の岡本と申します。私は、弁護士2年目でして、いまだ裁判員裁判の経験が2件ということになります。

私も、裁判員の方との意見交換会を通じて貴重な御意見を伺わせていただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

**【司会者】**

それでは、裁判官の方からどうぞ。

**【三浦裁判官】**

刑事第4部の右陪席を務めております三浦といたします。どうぞよろしく申し上げます。

右陪席というと、皆さんも裁判官3人と裁判に入っていたと思うんですけども、その3人の中の経験年数が一番真ん中の人を思い出していただければいいかなと思います。

私は、裁判官になりまして15年目になります。裁判員裁判については、去年の4月から本格的に関わり始めまして、大体今まで20件弱ぐらいやっているということになります。毎回、事件ごとにいろいろな裁判員の皆さんと仕事をするのができて楽しい反面、いろいろ大変な思いもあつたりとか、終わった後の皆さんのアンケートの書き込みを楽しみしています。刺激にもなっています。

今日はまた、ちょっと事件が終わってしばらくたってからの感想、意見ということで、いろんなことを伺えたらいいかなと思っています。

あと、2番さんは、実は同じ事件を担当しました。懐かしいというか、そんな昔でもないような、何か不思議な感じがしています。どうぞよろしく申し上げます。

#### 【小川裁判官】

左陪席の裁判官をしております小川と申します。私は、裁判官になって2年目になります。

裁判員の判決の後に、裁判員をやられての感想を伺うことがあるんですけども、少し時間がたったこういうタイミングで伺う機会というのは、余りないので、意見を伺って勉強させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

#### 【司会者】

それでは、最後に私の自己紹介ということで、まだ名前ぐらいしか言っていなかったのをちょっとお話しさせていただきます。私は、千葉地裁の刑事第4部の部長、裁判長の小森田と申します。

今年の7月にこちらに転勤してきたばかりで、今、裁判員事件の公判前整理手続などは続けているところなんですけれども、まだ千葉で裁判員裁判事件の公判審理

に立ち会ったことはありません。なおかつ、今まで所属していた部署でそういうことが経験できなかった関係で、裁判員が導入された最初の年に1件だけ裁判員の公判審理に携わっているという、ある意味、まだまだ初心者の立場にあります。1件だけということでは、皆様方と実は同じ経験かなというふうに思っているところです。

そういう意味で、私自身これからは何件も裁判員裁判をやっていくことになろうかと思えますけれども、本日は皆様方の御経験されたこと、これについてのいろいろな御感想、あるいは御意見等を、私自身、本当に個人的にでもそうなんですけれども、糧にさせていただいてというふうに思って臨んでいるところです。いろいろとお教えいただければと思います。今日は、よろしく申し上げます。

実務家の方の話は終わりましたけれども、経験者の皆様方の方からもお話しただけたらと思います。

まず、裁判員を御経験された全体的な感想ですね。御自身が担当された裁判員事件がどんな事件だったかというようなことも簡単に御紹介いただきながら、併せて、裁判員を務められてどういう感想を持ったかというようなことをお伺いしたいと思います。最初ですので、申し訳ありませんけれども、番号順ということでもよろしいですかね。

1番の方、よろしいですか。よろしく申し上げます。

#### 【1番】

こんにちは。千葉の野田から参加しました。よろしく申し上げます。

私は、強制わいせつ致傷事件に参加させていただいたんですけれども、初めは本当に、未遂で終わった事件だったんで、良かったというのが本音でした。それから、裁判員に選ばれた時は、本当にどうなるかと思ったんですけれども、裁判をやっていく中で、裁判というものに自分は一度も関わったことがないので、こんな流れになっているのかとか、そういうのはすごく勉強させられました。

それで、やっていくうちに、被告人、加害者というんですか、その思いとかそう

いうのをいろいろ聞いていくうちに、大変だなということと責任の重さを感じてきました。皆さん、意外と裁判員になった方が良い人だったので、どうにか最後までやってこられました。そんなところですかね。自分のためには、すごく勉強になりました。

**【司会者】**

ありがとうございます。

では、2番の方、どうぞ。

**【2番】**

こんにちは。私は千葉市内です。自分が選ばれると思っていませんでした。事件の内容によって刑の重さが決まり、裁判員の心の負担があるのではないかと思いました。だけれども、今日も、私の事件の時にいてくれた裁判官の人にまた今日ここで会えたのは、何か本当に久しぶりだなと。ここに入った時、ちょっとどうしようかと思ったんですけども、久しぶりに会えて良かったです。

私の事件の裁判官は、男性が二人と女性の裁判官の方が一人だったんですけども、私個人的には、とても堅苦しくなくて、裁判官の方も最初の自己紹介の時、ちょこちょこっと個人的な話をしてくださったりして、少し場が和んだかなと思いました。それで、とても裁判官の方が私たちに気を遣ってくれたのを、私は特に覚えていています。

事件の内容としては、家族間のトラブルでした。執行猶予になったんです。だから、個人的には良かったなと思いました。

簡単ですが、私は、これで終わりです。

**【司会者】**

ありがとうございます。

では、3番の方、どうぞお願いします。

**【3番】**

私は、何日だったのかな、四日間かな、四日間の裁判を通して一番感じたのは、

裁判官の方，弁護士の方，検察官の方，それぞれの責任というか専門職のすごさを四日間を通じてすごく感じました。特に，冒頭陳述から始まって論告まで，短い間に何回か法廷に入るわけじゃないですか。そうすると，その間にそれぞれの立場の方が，微妙に自分の考えをまとめられて次に備えるという，そのすごさを痛感しました。それがまず四日間で一番だったですね。

あとは，全体的な感想としては，自分がその裁判員の中では一番年上で，あとはみんな結構若かったので，裁判員裁判の方法がいろんな世代の方に浸透しているんだなってことを実感しました。

以上です。

#### 【司会者】

ありがとうございます。

それでは，4番の方，お願いします。

#### 【4番】

成田市から来ました。

私が担当した事件は，強盗殺人未遂というもので，ちょっとこれは言葉を読むと何かすごい事件じゃないかと思うんですけども，下着泥棒の話だったんです。下着泥棒の方が下着を盗んで，追いかけられたから逃げた。その逃げる時に，車で逃げたんですけども，追いかけた方が車の上に乗ってずっと追跡したということです。普通でしたら，窃盗で多分初犯ですから執行猶予か何か付くような事案だったんですけども，車で逃げたということで事後強盗になって，それを振り落とそうとしたから殺人未遂だという事案でした。結構いろいろな意見が出て，月曜日から金曜日まで大変な思いをしました。

でも，結果的に車の上に乗った被害者が全くけがをしなかったということがポイントになりまして，求刑の半分の実刑になったということで，すごく何か印象に残っております。

簡単ですが。

【司会者】

ありがとうございます。

それでは、5番の方、どうぞ。

【5番】

習志野から来ました。

私に関わったのは、強盗致傷と覚せい剤の事件で、裁判の時に感じたのは、検察の方は資料、ポイントのところを色を変えていたり、カラー刷りのとても見やすい資料を用意してくれたんですけども、弁護士の人のものは文章が長くてポイントが分かりにくいような資料でした。パチンコの景品交換所の前で殴った事件なんですけれども、犯人が殴る時に迂回して遠回りして殴ったと言うんですけども、弁護士さんの方からはその遠回りした道順が示された図を見せてくれたんですけども、遠回りしたというのは、その犯人にとっても有利なことじゃないのに、何でわざわざ弁護士の人がそういう資料を出して、ただ出しただけで、検察の人がこれは不自然じゃないかと言ったら反論するわけでもなく、ただ資料を出して弁護士の人は終わっちゃったから、そんなに一生懸命弁護してくれないのかなと感じたし、資料も何かあんまり分かりやすさはなかったかなとは思ったんです。検察の人の方が話し言葉もよく分かったし、弁護士の人は声も小さくてちょっと分かりにくいなと思いました。

それと、裁判員の人で証人尋問の時に、内縁の妻の人に「出所するまで長い時間があるけれども、待っていただけますか。」と直接聞いた方がいたんですけども、1回質問するだけですごくどきどきしちゃったと。2回目はもう聞けませんと。

「直接、何でも聞いていいんですよ。」とその場で言われたんですけども、法廷に入る直前に、何でも聞いていいですよと言われても、そのときにすぐ言葉も出ないし、その前の控え室の時にもう少しみんなで話しておけば良かったかなとは思いました。

それぐらいです。

## 【司会者】

ありがとうございます。

また、論告とか冒頭陳述とか、いろいろ訴訟の中での意見の在り方とか、そういうのは後でまたお話がありますので、そのときにまたちょっとお聞かせ願うかもしれません。どうもありがとうございました。

では、6番の方、お願いします。

## 【6番】

船橋市から参りました。普段は、カウンセラーとして精神的な障害のある方の就労支援に携わっております。美声を誇っているんですが、今日はなぜか喉にエヘン虫が付いておりまして、いがいがしておりますけれども、すみません。お聞き苦しいことがあったら、御容赦いただければと思います。

全体的な感想としては、大変非常に勉強させていただいた五日間だったなというふうに思っております。すごく貴重な経験だったなと、今振り返っても思っており、その終わった直後でも言ったんですけれども、1回しかできないというか、当面きつと回ってこないの、せっかくこんなに勉強したのに1回しかできないのは残念だと思ったぐらいの貴重な経験でした。

私が携わった事件は、強姦致傷、公然わいせつ、強姦未遂、強制わいせつ致傷、強制わいせつ未遂、器物損壊というようにたくさん、計6件の事件だったんです。こう並べていると、すごい婦女暴行事件みたいなんですけれども、全てほとんど未遂で、言うなればちょっとしょぼい感じ、だんだんやることがしょぼくなっていくような感じですね。うまくいかなかったから、もうちょっと軽いことならいいかなみたいな、そんなような事件だったんです。この内容、女性にとってはすごくきついなと思ったんですが、そして、ぱっと最初的时候には、これはもう女性の敵というような、そういうような感じに自分は思うのかなと思ったんですが、案外その議論の中で、自分が思ってもいなかったようないろんな考えが自分の中からも出てきたし、そのほかの裁判員の方からも出てきて、何かすごく新鮮だったというか、

意外な感じの展開でした。

その裁判員を通していろいろ勉強させていただいたんですが、未消化の部分もたくさんあって、それは終わった後、自分で勉強しようと思っていたんですが、日常生活に帰ったら、ちっともそれをやる時間がなくて、結局放置してしまって、いまだに解決していないこともいろいろあるんです。一番私が印象に残ったことは、結局戻ってこられるじゃないですか。刑務所に入って、しゃばに戻ってこられるんですよね、どんなに重い罪でも。私の事件では、検察官の求刑が12年だったんですけれども、12年たったら、戻ってくるわけですよね。その戻ってきたときに、この人がどんなふうな支援を受けて、どんなふうな社会復帰していくんだらうかというところまで携われないということのむなしさ、無力感というものが私の中にすごく残ったというのが印象的なことでした。

でも、いずれにせよ、とても良い経験だったので、私としては、この経験をさせていただいたことには感謝しております。

以上です。

**【司会者】**

じゃ、7番の方、どうぞ。

**【7番】**

松戸市から来ました7番です。

私の携わった事件は、強盗致傷です。未成年の窃盗事件に裁判員として参加しました。

裁判員に選ばれる通知が来た時に、まさか自分が選ばれることはないだろうと思っていました。今回も同じように、選ばれることはないだろうと思っていたんですが、また選ばれて、ここに来ています。

評議室で一番最初に、居心地がすごく悪くて、どうも椅子にちゃんと何かうまく収まらないんだよね。それはなぜかって後で分かったんですけれども、今まで自分が経験してきたところで、生まれれば父母の規範があって、学校へ行くと先生の規

範というか何かそんなような枠組みがあって、会社へ勤めれば会社のルールだとか上司のルールがあって、ずっとそういうものがあるって生活しているわけですけども、たまたまその1週間ぐらいの間に、被告人の量刑を決めるためにそこで評議をするわけですが、その評議の中で、自分の今までの経験とかいろいろなそういうものを気にせずというか、そこでもって法律に基づいたところで意見とかそういうことが自由に話せるということに気が付いた時に、初めて、居心地の悪さというのはそれが原因だったんだということに気が付きました、とても大切な四日だったというふうに思い出します。

また、当然普通の生活をしていると、法律だとか憲法だとか、そういうものは意識しないで生活できているわけで、それを改めて見直すことができたので、とても良い経験だったと思っています。

あと、そういう状況がいつまでも続くということを希望しているという。それで、今回この連絡を受けたときに、実は細かい事件の内容が書いてありまして、あんまり細かいことは思い出したくなかったんですけどもね。ですから、今、私自身のコメントもそういう細かいことについてはちょっと今、触れずに、一般的などいうんですか、ちょっとそんなことでお話しさせていただきました。

#### 【司会者】

もうそういう感じで結構かと思います。

その居心地の悪さというのは、その後、変わったんでしょうか。

#### 【7番】

日がたつに従って、そういうことに気が付いたときに、さっきも言いましたけれども、とても新鮮な経験で、こういうことがあるんだと。実はその後、個人的に言いますと、ちょうどその頃、会社へ勤めていまして、会社があんまり成績が良くないところで、外からコンサルタントが入ってきまして、それはかなり力でもって会社を良くしようとしているんで。それに対してとても我慢ができなくて、ちょうどそんな時期に裁判所の経験があって、ある時、社内でもそんな場があって、その時

にちゃんと言わなきゃいけないんだなと、匿名で要するにこういう状況だということ  
を言う必要があるというか、そういうことを経験しました。

ですから、裁判をやった後の経験というんですか、それが社内での経験に結び付  
いた。それで、今現在は、会社を辞めてアルバイトって形で、元の会社で仕事をし  
ています。そういう状況です。

### 【司会者】

非常に良いお話を伺えたなと今、思いました。どうもありがとうございます。

実務家の方でも、何かいろいろ聞きたいことがあるかもしれませんが、ちょっと  
時間の関係もありますので、次のテーマの方に移らせていただきます。

基本的には、本日のメインのテーマということになりますけれども、量刑、つま  
り被告人の刑を決めるということについて、この点に関して、皆様の御感想をお話  
しいただければというふうに思います。

まず、いろいろとお話を伺う前に、ちょっとお願いがございまして、量刑という  
テーマで話をするということになりますと、恐らく評議に関わることも結構出  
てくるかなと思うんですけれども、そういう中で意見を述べられるに当たりまして、  
例えば評決の内容とか、例えば何票対何票とかですね。あるいは誰がどういうこと  
を言ったとか、そういうことはちょっと評議の秘密に関わることでもありますので、  
お話しにならないように御注意いただければというふうに、あらかじめお話だけさ  
せていただければと思います。その辺はよろしくお願いします。

それでは、まず、皆様が御経験された事件の審理で、刑の決め方、刑を決めるル  
ールについて、裁判官の方からどういう説明があったかということをお伺  
いしたいと思います。

併せて、その説明が分かりやすかったかどうか、あるいは、裁判官の方に何か工  
夫してほしいというようなことがなかったのか。その辺り、裁判所としても大いに  
関心もありますので、何かそういう点でお話しされたいことがあれば、お伺いた  
いと思います。これは挙手といいますか、自発的に御発言いただけるとありがたい

ですけれども、順番でも結構ですが、どなたかいかがですかね。

よろしいですか。じゃ、1番の方、どうぞ。

**【1番】**

私のときは、きちっと説明していただいて、グラフ、例えばこの事件で今まで過去に何年から何年までありますってグラフがありまして、大体これぐらいの事件だと大体このぐらいですねというのを裁判長さんから説明がありまして、その中でも多数決でやりますということとか、いろんな面で説明があって、それはすごく良かったなと思います。

最初に、刑を何年にしましょうかとかと聞かれても、この人の人生に関わるものを私たちが勝手に何年なんてできるんだろうとか、そういうすごく気になる問題があったんですけれども、私が携わったところの裁判官は、説明もすごく良かったですし、裁判の時にも、終わってからも、みんないろんな話を常にしていて、ものすごく分かりやすく良かったと思います。

**【司会者】**

最初に、裁判官が被告人の刑の決め方を分かりやすく説明してくれたということで、議論自体がしやすくなったって感じなんですかね。

**【1番】**

そうですね。裁判が終わって、みんな休憩なんかでも、常に、今のは分かりましたかとか、分かりませんでしたか、分からないことがありましたかって、常に気を遣っていただいて、やっぱりちょっとした疑問点でも、こんなこと言ってもいいのかなと思うようなことでも、ちょっと言うと、必ずそれに、こうですね、ああですね、ああでしょうねみたいな感じで説明してくれて、すごく分かりやすかったです。

だから、最後に刑を決める時にも、すごく参考になったし、まとまりやすかったというか、そういうのはありましたね。

**【司会者】**

分かりました。

ほかにありますか。

どうぞ，3番の方。

**【3番】**

自分たちの裁判は，放火事件だったんですけれども，大体裁判官の方がモニターにいろんな情報を出してくださって，量刑の幅は大体分かったんですね。ただ，私たちの裁判で論点になったことは，被害を受けた親族の方だったんですけれども，被害を受けた方がもう許してくれという嘆願書を持ってきたんですね。そうすると，裁判の量刑に嘆願書がどの程度影響するかということが一つの論点になりました。

そこで時間をとって，いろいろお話をした時に，最後の最後は執行猶予というものがあるよということで，裁判官の方が教えてくれました。それで，今度は執行猶予についていろいろ話合いをして，実際の量刑と執行猶予の関係が複雑に絡み合っているんだなということが分かりました。

結局，一番最初に検察官の方がこのぐらいの刑ということをおっしゃって，それについていろいろ私たちも討議するわけですが，それに執行猶予を絡めていくと，人間的なことまで裁判の中で出てくるんだなということがよく分かりました。だから，最後は，裁判といっても，義理と人情もある程度こうして関わってくるんだなというのが，今回の裁判で本当に肝に銘じたことでした。

**【司会者】**

被害者の方からの嘆願書って，要するに事件の中身が家族間の関係の事件。

**【3番】**

おばあちゃんの家火を付けちゃったもんですから，おばあちゃんから嘆願書が出たんですね。

**【司会者】**

そういう背景があるということですね。

**【3番】**

はい。

**【司会者】**

そのほか、何かありますか。裁判官について。

どうぞ、6番の方。

**【6番】**

この刑を決めるルールということに関しては、非常に分かりやすい説明があつて、犯した罪があつて、その罪に対する刑の範囲というものがあつて、その中から検討していかなければいけないよといったお話があつたので、つまり、とても軽い刑なのに、こいつ極悪だから死刑にしてやれとか、そういうことはまずできないという、その範囲があるとかいう説明がすごく分かりやすかつたです。

私の裁判のときに新人の裁判官の方がいて、その裁判官の方に「じゃ、ちょっと説明してみて」とか言って、説明がうまくできなかつたり、何かそういうのがかえつて人間的ですごく面白くて、先輩の裁判官がフォローしたり、裁判長が最終的にはフォローしたり、そういうやりとりも何かとても人間的で面白くて分かりやすかつたです。

ただ、ここで私、未消化の部分が残つて、犯した罪に対して刑の範囲が決まつていて、その刑の中で情状酌量だとか何だとかがあるというお話なんだつたら、例えば責任能力のない精神疾患とかで無罪になるのは何でだろうとかというところが、私には、犯した罪は同じなんじゃないのなんていうところがちょっと消化不良になつちやつたところなんですけれども、でも、この裁判自体のその刑の決め方の説明は、すごく分かりやすくて、特に工夫してほしかつた点はないと思うぐらい勉強になりました。

以上です。

**【司会者】**

ありがとうございます。

何かちょっとやっぱり、それでも分かりにくかつたみたいなどころの御感想をお持ちの方とかはいらっしゃらないですか。裁判官は、そんなにみんなうまくやつて

いますか。

どうぞ，7番の方。

**【7番】**

私の関わった事件の裁判長は，流れ全体としては分かりにくいところはほとんどなかったですね。最初の抵抗って，気持ちの中での，果たして私が本当に被告人を裁くことができるのというのが，やっぱり初めての経験で，そういうところに一番何か引っかかる場所もあったんですけども，裁判員制度そのものが，法律の専門家でない普通の人たちに参加してもらおうといったところに意義を求めて制度が進んでいるんだと思います。それで，地裁の人も，検察の方とか弁護士の方とか，裁判の中で非常に分かりやすく説明してくださっていますので，とても良かったというか，分かりやすかったというか。

先にも話しましたがけれども，経験の違う多くの人たちと専門家の人たちを挟んで一つの事件に対して判決を下していけるというのは，傾向としては良いことではないかなというふうには思いました。

ただ，最初にも言いましたがけれども，この案件の被告人は，未成年者だったんで，未成年者に対してというのは，裁判の一番最初の，本当に私が判断していいのとは思いました。でも，私一人じゃないですからね。裁判長含めて9人ぐらいでしたかね。ですから，個人的な負担としては，そんな負担としては残っていません。そんな感じです。

**【司会者】**

ありがとうございます。

それでは，そういうルールの説明等も踏まえて，実際にその被告人の刑を決めるに当たって，御自身が経験された事件で難しかった点とか，あるいは分かりにくかった点，そういうことがあれば，どういう点が難しかったのかなどについてお教えいただけるとありがたいと思います。

その中で併せて，先ほど話が出ましたけれども，グラフですね。量刑のグラフが

示されたんではないかと思えますけれども、これが刑を決める上で参考になったのかどうかとか、あるいはどういうタイミングで御覧になったのかなど、その辺りの御経験とか、あるいは御感想もお伺いできればと思えますけれども、何かありますか。

4番の方。

【4番】

強盗殺人未遂という事案だったんですけれども、先ほどちょっと触れましたけれども、被害者がけがを全くしなかったんです。それで、そういう事案を日本の判決例にありますかということで、裁判長に聞いて調べてもらったんですけれども、判例がなかったんです。判例がない場合はどういうことになるんですかと裁判長に聞きましたら、ここの裁判で出た判決が初めての裁判例になりますということで、みんな何かちょっとどよどよとしたような感じで。けがをさせなかったということが、結局、判決のポイントになったような気がします。

【司会者】

量刑グラフ自体は、御覧になりましたか。

【4番】

見ました。

【司会者】

でも、けがをしていないという事情というのが、ちょっと特殊なポイントとしてあるので、量刑グラフ自体が大いに参考になったとか、そういう感じではないというか、そんなイメージなんですか。

【4番】

いやいや。

【司会者】

そうでもないですか。

【4番】

殺意があったら、もっと激しく車から落とそうとしたわけですよ。激しく蛇行して走ったら、いくらつかまっているといったって多少のけがはすると思うんです。短パンとかそういう軽装、夏の事件ですから。それが、もうかすり傷一つ負っていないんです。だから、逃げる人は、そんなに本気になって振り落とそうという感じで逃げたんじゃない、追いかけられたから逃げたんだという感じじゃないんですかねということでも話をしたら、そうじゃないかと。それで、判決では殺意が薄いということになったんです。その後、私、裁判のこと、余り見ないんですけども、その事件の裁判長がした、何か非常に人間味がある判決文を1回見ました。

#### 【司会者】

分かりました。ありがとうございます。

ほかの方ではいかがですか。量刑グラフは。

では、1番の方。

#### 【1番】

私は、再犯ですか。刑を確定するに当たって、再犯防止というんですか、それも考えなければいけないということがあったんで。その最初の裁判が始まった時は、本当に未遂で終わって良かった、初めてだったしというのがあったんですけども、被告人が捕まるまでどのぐらいの時間があつたんだか知らないんですけども、訴えられて捕まるまでですか、その間にもわいせつ罪というんですか、これが未遂なんですけれども、2件やっぱりやっちゃったんですって。それで、最初みんな私たちが見て、良かった、大した刑にならないねという思いだったんですね。それが捕まるまでの間に2件も同じようなものを行っているということと、それから、そのほかにも何度かこの方がほかの事件でやっぱり刑務所に入られていて、出たり入ったりしていたということも聞いて、再犯しない、再犯防止を考えた上での刑というんですか、そこがやっぱりすごく難しかったですね。皆さん、そこが一番迷ったところだと思うんですね。

再犯しないで、じゃ、どうしたらよいんだろうって。あんまり軽すぎても、今ま

でみたいに、この人は、やった罪は刑務所に行って出てきたらもうそれで終わり、きれいになっているみたいな考え方を常にされているという、そういう思いはやっぱり嫌だなと。刑務所って何のために入っている所なんだろうと、刑を受けるって何のために入っている所なんだろうということを、もうちょっと考えてほしいというような、やっぱり皆さんそういう思いはすごくありましたね。再犯ということを言われたときに、この刑だけじゃなくて、この刑によって再犯、またこれを、皆さんが刑を与えるに当たって、その後にもまた同じ事件が起きないようにするにはどうしたらよいのか、それも考えて刑を決めるというか、含めた上での刑というか、そういうのがすごく悩んだところですね。

**【司会者】**

再犯をさせないための刑というのをどのようにして決めれば、あるいは考えればよいのかというのが難しかったという感じなんですか。

**【1番】**

あまり軽くても、こんな事件をやって、これぐらいの刑で済んじゃうんだと思われちゃったら嫌だなというのが、やっぱりこの事件に関してもっと重みを感じてほしいと。それから、自分たちの家族に対して申し訳ないとか、そういう周りの人を自分の後ろにこれだけの人の思いというものを背負っているものを、やっぱりもうちょっと感じ取ってほしいというか、そういうものも添えてというか。はい。

**【司会者】**

なるほど。

ほかの方でいかがですか。ここのポイントをどう刑を決めるに当たって考慮すればよいのか、考えればよいのか、難しかったとか、今みたいな話とかも含めて何かありますか。あるいは、もちろん別の点、量刑グラフの使い方についての御意見とかでも結構なんですけれども。

量刑グラフ自体は、皆さん大体最初に示されるんですか。最初というのは、量刑をこれから議論しましょうかという時の最初に示されることが多かったんですか。

**【1番】**

最初は、「量刑を決めます。」と言った時、やっぱり「ええっ。」という感じで。グラフはなかったんですけれども、その時はグラフとかそういうのはなかったんですね。それで、そんなこと言われたって何年があれなのかしらとか、そういうのはあったんですね。それから、「そんな決められないよね。」みたいなことだったんですけれども、「多分皆さんそう迷われると思うので、こういうものがあります。」ということで、グラフを出していただいて、それでみんなほっとしたというか、逆に。そういうのはありましたね。

**【司会者】**

ほかの方では、何かありますか。量刑で悩んだポイントとか。特にはなかったですか。

**【5番】**

モニターを見せてもらったんですけれども、一つとして全く同じ事件というのはなくて、似通ったものというのを何件か探してくれて見せてくれるんですけれども、私たちは、覚せい剤と強盗致傷と二つあるから、そういう感じのを見ていたんですけれども、感情を入れちゃだめなんだろうと思うんですけれども、被告人を見て、あんまり反省していないなという感覚で、モニターは、すごく参考になってよく分かったんですけれども、何年何箇月とか、何年とか、その1年とか半年とかの微妙な差で手を挙げる時に、結局、何の根拠もなく、最後手を挙げる時は本当に自分の感覚というか、しっかり罪だけを見るというんじゃないくて、印象も何か入っていて、この人は口では言っているけれども反省していないとか思うと、何かプラス半年みたいなのところに手を挙げちゃったかなみたいなのはあるんです。

**【司会者】**

なるほど。

**【6番】**

同じようなことでよろしいですか。

【司会者】

どうぞ，6番の方。

【6番】

同じようなというか，私は，逆だったんですけども，量刑を決める時に，さっき言った，更生してもらった後のことを考え過ぎてしまって，すごく難しかった。というのも，年齢からいって，出てくるのが20代なのか30代なのかなんてことを考え始めてしまって，20代で出てきたらブランクがあっても働けるかもとか，何か余計なことをいろいろ考えていると，本当は罪に対しての刑を考えなければいけないのに，でも出てきた時に更生してもらっていないと困るし，その後また全然社会に受け入れられなくて，また罪を犯してしまったら困るしとかいうことに気が行ってしまったなというところがとても難しかったところでした。

それを抜きにしてデジタルには決められないというのがすごく思ったことで，特に結局，この被告人が，私から見たら社会的な立場の弱い方で，少なくとも学力的に恵まれてはいない，家庭環境も恵まれてはいない，そういう中で若くして父親になってしまったりとか，何かいろんなことがあってのこの罪なので，その人を見てしまうと，すごくデジタルに決められないということが難しいところだなと思いました。

以上です。

【司会者】

それじゃ，いろいろと御意見伺ってきましたけれども，1時間も近くなってきましたので，ちょっと休憩にも入ろうかと思うんですけども，その前に実務家の方から，何か今までの話の中で，経験者の方にお聞きになりたいこととかありますか。あるいは，今までのお聞きになった感想でもいいですけども，何か裁判官の方からありますか。裁判所の関係の話をメインに前半はお聞きしましたけれども。

じゃ，三浦裁判官どうぞ。

【三浦裁判官】

皆さん全員、グラフは見ているということでよろしいですか。その量刑グラフ。

【7番】

実は、その量刑グラフという言葉はここで初めて聞いた。今のお話の中であった、つまり刑の問題ですよ。評議に入る前に、ホワイトボードに右陪席裁判官の方が、こういうふうな、この事件についてはこんな範囲です。きっとそれがお話ししているその量刑グラフだと思うんですよ。だから、別にそのグラフそのものというのは、言葉も分かりませんでしたね。ここで初めて聞く言葉です。

【三浦裁判官】

グラフって言葉は出なければ、過去の同じような事件の結果を表示したものみたいなのは、御覧になった上で評議したんですか。

【7番】

説明しながら、こんなふうになっていますよという話の進め方でしたね。どういう理由によるか分かりませんが。

【三浦裁判官】

そのグラフを見ていただいた時に、意見を伺った時、あれは分かりやすかった、それで決めやすかったという話ですけれども、グラフは、ない方が良かったという意見の方はいらっしゃるかどうか。どうでしょうか。

もうちょっと大ざっぱでもいいとか、もっと細かいことが知りたかったとかでもいいんですけれども、グラフの使い方とかで思うところがある方がいらっしゃれば伺いたいなと思いますけれども、特にはないですか。

【司会者】

6番の方、どうぞ。

【6番】

単純に件数が少ないなと思いました。グラフの件数が、同じような事件の件数が。だから、本当にこれだけでは決められないと思いました。ただ、ないと困ると思いました。

以上です。

【司会者】

3番の方，どうぞ。

【3番】

放火に関しては，量刑グラフの数はすごいね。逆に。だから，すごく参考になりました。

【司会者】

7番の方，どうぞ。

【7番】

量刑グラフと言っていますけれども，結局は，つまりそれって判例の集まりと考  
えればいいんですよね。そうすると，今ここで4番さんでしたっけ，判例がないと  
いう話がありましたよね。むしろ，グラフそのものよりも，そっちの方をどう考え  
るのかって，話題は違っちゃうのかもしれないんですけれども。

【司会者】

それは，判例がない点についてどう解決するかということが大事だ，そういう御  
趣旨ですかね。

【7番】

そうですね。具体的に量刑グラフって，別に量刑グラフでなくてもいいですけれ  
ども。繰り返しになりますね。つまり，判例の範囲でもって具体的。ごめんなさい。  
判決の内容を決めるということですよね。ちょっと話がまとまらなくなっちゃいま  
したけれども。

【司会者】

量刑グラフというのは，要するに，判例といっても裁判例の結論の塊を，たくさ  
んの塊を大きく見せる形で，個別のこの事件と類似，ほぼ似ている事件の刑はこう  
でしたということを示すものではなくて，そういう範囲を表すような意味のものに  
なっていますよね。

それで、先ほど判例がないというふうにおっしゃっていたのは、この点について判断したものといえますか、先ほどのけががなかったということに関する判断をした裁判例がないとしたら、最初にそれを判断すれば、ここでの4番さんが経験された裁判が判例になりますよという話になったと、そういう御趣旨ですよ。ですから、その判例といいますが、ちょっと言葉の意味がやや違うような感じもするんですけれどもね。

御理解されているとおり、今は刑の範囲を、大きな範囲を今までのものをどう整理して御覧いただくかということについて、それを見せること自体がどのような意味があるのかとか、そういうことについての御意見を伺えればという話だったですね。

よろしいですかね。そういう感じなんですけれども。

**【7番】**

はい、分かりました。

**【司会者】**

どうぞ。虫本弁護士、どうぞ。

**【虫本弁護士】**

かなり評議の最初の頃だと思うんですが、最初に量刑グラフ、量刑について大まかな傾向を見せられた時の率直な印象っていかがだったのか。大体自分が最初に第一印象で感じていた重さと大体同じだということなのか、意外とこんなに重いんだとか、あるいは意外とこんなに軽いのがピークになっているんだとか、何かその辺のもしギャップがあったのかとか、思ったとおりだったのかとかって、もし何か御記憶があれば、どなたか教えていただければと思います。

**【司会者】**

いかがですかね。

どうぞ、1番の方。

**【1番】**

例えば、1から本当に20ぐらいまでダーツとあるんですよね。その中で、本当にグラフだけ見せられただけでは、こんな1からずっとあって、じゃ、どこに入るのというのは、やっぱり分からないですね。それで、裁判官の人が、「大体今までの事件でこういう似たような事件だと、この辺に入りますね。」という説明をされるんですね。なるほどと。それで、それを基にして考えるというか、そういう面では、グラフというのは、ただ見せられただけではやっぱり決められませんよね。

**【虫本弁護士】**

今までの傾向からすると、大体ここですねというのは、多分、どのくらいの量刑の件数が多いのかが分かりますねということだと思えますけれども、その時の印象ってどうでしたか。それは、確かにこの件もこれぐらいに収まりそうだなというのか、自分が思っていたより意外と軽いところにそのピークがあるなという感じだったのか。あるいはもう、そういうものならそうなんだと思って、すんなりというピークだというのを受け入れるという感じなのか。

**【1番】**

そうでもなかったですね。やっぱりそのグラフで大体今までの、私の経験させていただいた事件では、けがも大したことなかったし、本来ならばもっと軽くてもいいのかもしれないけれども。範囲はやっぱり「ここです。」というのはないですね。「ここからこの辺ぐらいが多いですね。」みたいな感じでしたので、その中から、なるほどねというと、そうだよねという感じでした。

**【虫本弁護士】**

なるほど。分かりました。ありがとうございます。

**【司会者】**

どうぞ、3番の方。

**【3番】**

私たち素人は、悪いんですけれども、裁判員が始まるまでは、量刑については全く頭の中にないと思います。それで、最初、法廷に入って検察官の方が量刑を述べ

られますよね。そのときに初めて、この手の事件はこのくらいなのかというのは、そこで私は認識しました。それに対して、弁護士の方が述べられますよね。なるほどなと思って、控え室に行って量刑グラフをみんなで見て、「検察官の方がこんなこと言っていたよね。」「あの弁護士もこんなこと言っていたよね。」ということで、改めてそこで量刑グラフと照らし合わせたというのが実感ですね。

(休 憩)

### 【司会者】

それでは、前半に引き続きまして、今度は3番目として、審理が被告人の刑を決めるために分かりやすいものだったかどうかというところです。

この点について、そういう点から考えて印象に残っている、実際に量刑を考えるに当たって考えたこと、議論したこととはちょっと違う視点ですよ。そのための審理、それを議論していくための材料、証拠とか事実を、法廷で皆さん、見たり聞いたりということで情報を仕入れるわけですが、そういうその審理の仕方に関して、何か印象に残っている点があればお聞きしたいと思います。

話題事項(別紙第2)の方では、冒頭陳述、証拠説明、それから証人尋問、被告人質問、あるいは論告弁論というような形で手続はそれぞれ書いてありますけれども、審理全般で特に印象に残ったことをそれぞれ言っていただけるとよろしいかなというふうに思います。何かおありでしょうか。どうでしょうか。

これは、皆さん順番に行ってみましょうかね。1番の方、何かあれば、ちょっと言っていただけますか。

### 【1番】

私の場合は、被告人の弁護人さんから、いろいろ性犯罪のプログラムというんですか、防止プログラムの取組をするというような感じで取り入れて、みたいなのがあったんですね。それをやっていけば治るという可能性がゼロではなくて、だんだん良くなるだろうみたいな。何か病気を、病気というか、これも一種の病気だからというようなことで、病気を理由に犯罪というか、その刑を軽くするみたいなそう

というのがあって、そのプログラムもやっています。

加害者の人も、見た感じはすごく気弱で人が善さそうで、被害者の人がちょっと無呼吸症候群のまねをして、それで、それがもとで病院に連れて行ってくださいと言われた時、病院まで連れて行ってずっとそばに付いていたという、何かそれがすごく人が善いなというのもあって。それで、だから病気というか、弁護士さんも病気だろうと。こういう性犯罪を起こす、その再犯を起こさないために、この再犯防止のプログラムというんですか、防止プログラムというのを受けていますよということで、それも刑の考慮にしてくださいみたいなのがあったんですね。

それで、その時に、そのプログラム受けても、これはあくまでも本人の意思ということもあって、続ける人も少ないという、最後まで続けられないというか、どこで治ったか治っていないかも分からないということだったんですよね。何かそれで刑を軽くするって、例えば軽い刑で刑を終えて、その後、病院に通院しますからみたいなことだったんですけれども、それが何か病気を理由に逃げちゃうのかなという思いがありましたね。

だから、弁護士さんって確かに、私も裁判というのは分からないんですけれども、その本人を助けるというか、少しでも刑を短くしてあげようという、そういう味方なのかなとは思うんですけれども、やっぱり犯した罪について、すごく重たいんだということを本人に一番最初に分からせてほしいなというのがあったんですけれども。かばうというわけじゃないんですけれども、何かそういう、向こうの親御さんとかみんなと話し合っただけでそういうのにして。それで、被告人もそれを真面目に受けますと裁判の時には言っているんですけれども、この人の意思ではきっと続けられないだろうなというのはすごく見えていて、それは私たちが刑を決める時には考慮しなかったんです。

【司会者】

そこは重視しなかったということですね。

【1番】

重視しなかったんですよ。病院にまで連れていったのは、すごく良いことなんだろうけれども、それをもって刑を軽くするというのは、私たちは考慮をしなかったんですけれども。

【司会者】

1番さんが関与された判決の中では、そういう防止プログラムに取り組む姿勢を示しているとかということ自体は、確か考慮には入っているようではあるんですけれども、実際に、中心的にすごく刑を軽くするとかというような事情としては余り考慮しなかったとか、そういう感じなんですかね。

【1番】

そうですね。

【司会者】

じゃ、2番さん、どうですか。ちょっと順次お伺いして行って、それで検察官、弁護士、きっとお聞きになりたいことが出てくると思いますので、そのときまたちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、2番さん、何かありますか。

【2番】

私の事件は、親子間のことで、息子とその父親の事件でした。検察官の方は、私の時は女性で結構若い感じの方だったんですけれども、とても丁寧に、話すのもゆっくり話していました。スライドだったかな、そういうのも使ったりして、とても詳しく事件の内容を示していたので、検察官の言っていることはとても分かりやすかったイメージはあります。

被告人なんですけれども、父親で70代だったんですね。少しお耳も遠かったもので、ちょっと忘れてることとかもあったようなので、検察官の方が質問しても、ちょっと答えられなかったりすることがあったりして、何かそういうのがちょっと忘れてしまっていて。70代だったので、留置場に多分いらっしゃって、多分お疲れもあったんだと思うんですけれども、被告人が何だかとても弱々しくなっていたんですよ。被告人が悪かったんですけれども、息子さんの方にもいろいろ「え

っ。」と思うことがあったので、ちょっと同情してしまった部分はあります。

それで、弁護士さんの話も、またこれもお若い二人の弁護士、国選弁護人さんだったんですけども、被告人がお年をとっている方だったので、弁護士さんの方もとてもフォローをしないとちょっと答えられないような、裁判長さんが質問してもちょっと答えられないようなことがあったんですね。忘れちゃっているのか、ちょっと聞こえなかったのか。途中から補聴器とか付けたんですけども、弁護士さんがいなかったら、この事件どうなっていたのか、弁護士さんによって随分変わったんじゃないかなと思います。

裁判官は3人で、部屋に戻ってから、ホワイトボードというんですか、あそこにもう細かく、女性の裁判官だったんですけども、細かく書いてくださったんですね。言ったこと、弁護士さんが言ったとか、すごく細かくメモを、ずっとメモをされているんですね。裁判している最中に裁判官がずっとメモされて、それを部屋に戻って黒板に細かく書いてくださって。もうそういうのがなかったら、ちょっと私たち、覚えていないこともあったので。私はもう普通にいつも生活しているので、もう何か感心しちゃって、こういう職業についている方もいるんだななんて思ったりするぐらい、私の裁判官は良かったです。

それで、被告人にとっても、弁護士さん、国選弁護人さんかな、その弁護士さんの補足がなかったら、ちょっとどうなっていたのかなというのがあります。

【司会者】

弁護士さんも頑張ってくれていたと、そういう感じですか。

【2番】

そうなの。とてもお若いんですけども、良かったですよ。

検察官の方も良かったです。本当に検察官も女性とその横にもう一人、何かお付きの方なのかしら、いらっしゃるんですけども、ちゃんと隣で何かやったりして、とても良かったですよ。

【司会者】

私どもとしても、逆に、そういうところまで裁判員の方に見られているというところもありますね。

【2番】

私は、本当に普通に生活して、こういうところに来るなんてこともなく生活しているんです。だから、もうとても緊張しちゃって。

私、2番だったんです。隣に裁判長さんだったんです。だから、もう緊張しちゃって。

【司会者】

今は大丈夫ですか。

【2番】

でも、ちょっとこういうところ選ばれてしまったのは、ちょっと申し訳ないな。

【司会者】

いやいや、もう本当に良いお話聞かせてもらっています。ありがとうございます。じゃ、3番の方、お願いできますか。

【3番】

自分が最初にお話ししたように、裁判を通して、検察官の方とか裁判官の方とか弁護士さんの方とか、それぞれの役割に応じて一生懸命やっているというのはすごく伝わってきました。

特に裁判が始まってからは、例えば、被告人の携帯電話の履歴に残った言葉一つ一つを通して、裁判で追及したり、あるいは放火ですから、ごみ箱に放火したんですけれども、そのごみ箱の中身がどうのこうのとか、そこまで調べ上げて、それが裁判に左右するという、裁判というのはこんな細かいことまでやるんだ、一般の方にはとても想像も付かないような細かいことが論点になるんだということが、裁判を通してよく分かりました。

一つお聞きしたいんですが、裁判の中で被告人の態度というのが私たちはすごく気になったんですね。それで、ああいう態度は許せないとか、あれ、分かっていな

いとか、自分でしっかり受け止めていないとか、そういう意見があったんですけども、逆に、別の裁判では、恐らく被告人が自分の罪を認めて、それを裁判の中で態度に表したりする人もいると思うんですけども、そういうのは、皆さんの中では配慮することはあるんですか。

【司会者】

皆さんというのは、裁判官ですか。

【3番】

それは、どなたに聞いていいかわからない。その被告人の裁判中の態度ですね。

【司会者】

じゃ、検察官、いかがですかね。

【秦検察官】

私どもは、最終的には論告、検察官として意見を申し上げるときに、やはりおおむね例えば事実関係を認めて反省の弁を述べている状況があれば、一応それは有利な事情というふうに大抵表現したりすることも多いと思いますし、逆に、やっぱりそもそも事実を認めていないと、客観的事実はこうであるのに事実を認めないのは、これはやはりそもそも反省していないと、それは指摘しておりますので、それは要するに、反省のありなしは検察官としてはやはり情状として酌んでいただいている事情だと思っています。

ただ、法廷でのちょっとしたほんの小さな仕草みたいなもので、その人の反省心が全て出ているかどうかは分からないと。例えば演技のすごいまい人が、申し訳ありませんみたいなことを繰り返し口に出したりすれば、反省心があるんだと言えるのか。それとも、不器用な方で、言葉に出してはなかなかごめんなさいは言えないけれども、ただ事実関係はちゃんと淡々と話はしていて、要するに聞いたことにちゃんと答えるとか、そういう態度は示している。ただ、うまい反省心の出し方は決して上手ではないのかもしれない。そういった微妙なニュアンスまで検察官は、「ほら、何か態度悪いでしょう。」とか、そういうことは言わないようにと、私自

身は思っているのですが、それはやはり私たちもそこまでは見抜けないので、その人の本当の意味での反省心のありなしというのは、やっぱりちょっと神ではないので分からない。

ただ、大きな目で見れば、やはり誠実に事実関係を語ろうとしているか、それはやはり一つの反省心の有無は示しているのではないかということで、そういう意味では、認め、反省の態度を示しているとか、そもそも事実を認めずに反省の態度を一切示していないとか、そこら辺はやはり指摘はさせていただいていると、そんな状況かなと思っています。

**【司会者】**

弁護人の方にもちょっとお聞きしましょうか。

**【虫本弁護士】**

私たち、裁判が開かれている以外の時にも、拘置所とか、保釈が認められれば事務所とかで打合せをしますけれども、やっぱり裁判の場では必ず立ち居振る舞いとか、どんな表情をしているかとか、そういうものも必ず見られていますので、それはちゃんと意識してくださいねという、そういう打合せはしています。ただやっぱり、さっき検察官がおっしゃっていましたがけれども、そう思っても、被告人自身もとても緊張していたりとか、それから、服装だってちゃんと家に帰れば一張羅を持ってこられる人でも、身体を拘束されているので、なかなかそういう身なりがうまく整えられなかったりとか、そういういろいろ物理的な問題もあるので、基本的には、本人は一生懸命真面目に受けようとしていますけれども、ふとした瞬間にちょっと緩んでしまったりとかという部分もあったり、緊張していつも言わない言葉遣いをしてしまったりとかもあるかもしれないので、その辺りは皆さんと同じような一人の人間として、その辺の波もあるということを差し引いた上で、しかし、態度自体も事実上その印象に入ってくるというのはやむを得ないところかも、裁判ですから、裁判は生き物ですから、それを、表情とかを全く無視しなきゃいけないということではないんじゃないかなと、個人的には思っています。

【3番】

ありがとうございます。

【司会者】

裁判所もそうですけれども、両当事者も基本的には、法廷の態度だけじゃないと、あるいは法廷での立ち居振る舞いだけというところではないところも酌むといえますかね。そういう被告人自身の内心、真摯な態度とかというのを、いろんなところからそれぞれ御主張があるようです。

【3番】

裁判員というのは、何回か被告人を見るじゃないですか。そうすると、反省してないとか、態度を見ちゃうんですよ、やっぱり。それで、それが結構話題になっていたもんですから。

【司会者】

そういうことですね。

じゃ、4番の方、どうぞ。

【4番】

一番最初に、午後の一番最初、冒頭陳述の時に、法廷の中に入って行って感じたのは、被告人席と我々が座っている席がすごく近く感じました。これ、中には襲ってくるんじゃないかと、その時に押さえる方も後ろに座っているんですけれども、ひよっとしたら間に合わないんじゃないかなという感じがあって、そんなことはなかったんですけれども、感じました。

それから、びっくりしたのは、傍聴席がいっぱいだったことです。後で、裁判長の方から説明があって、ワイドショーか何かで取り上げられて結構有名な事件だったらしくて、初日はいっぱいだったですね。我々も、そう言われてみれば、そんな事件があったのかなというような感じだったんですけれども、ちょっとびっくりしました。

それから、検察官、女の方と男の方のペアだったんですけれども、女の方はもう

理路整然として、この人にかかったら、もう減刑は全く認めてもらえないという感じの検察官だったですね。

弁護人の方も一生懸命弁護していたんですけども、情状酌量について、示談をしたと、示談金を10万円払ったということで、何か文章を読み上げたんですけども、その時に弁護人が感極まって泣いたんですよ。私は性格的にあんまり、そういう効果はないなという感じで、もう客観的に見ていました。

そんなところですかね。

**【司会者】**

ありがとうございます。

それじゃ、5番の方、よろしいですか。先ほどちょっと話ありましたけれども。

**【5番】**

さっきも言いましたけれども、検察の人にはすごく感心したんです。それと、私がやったのは前科がある人で、前は何か親がお金を出して終わって、次は裁判所に傍聴にも親が来なかったし、その被害弁償というんですか、お金を払う気はあるけれども今はお金がないと。刑務所に入って、そこでいろいろ勉強させてもらって資格が取れるから、それで被害者の人に弁償をするというのを述べたんですけども、そんな刑務所の中は専門学校じゃあるまいし、弁償するような手当をもらえるところではないのに、弁護士さんがそういうことを教えていないのか、すごくそれを強調して犯人の人が言うのもおかしいな、どこまで話しているのかなと不審には思いました。

声が小さい女の弁護士さんだったのか、聞き取りにくかったのか、すごくほんわかして、性善説というか、悪い気持ちはないんですよみたいな、感情だけで弁護しているような感じがして、全然響くものがない弁護だったなと感じたんですけども。

**【司会者】**

分かりました。ありがとうございます。弁護士の方から質問がそのうち来るんじ

やないかなと思います。

6番の方，どうぞ。

【6番】

この冒頭陳述とか論告弁論は，面白いぐらいに，検察官の人が話している時は，そうだよなと思ひ，次に弁護士さんが話すと，そうだよなと思ひ，さすが何か弁が立つ方々，頭の良い弁が立つ方々が自分の能力をフルに出してやってくるんだなというのはすごく感心しました。説得されちゃうなという気持ちがとてもありました。

証拠の説明，モニターを利用した説明とか，検察官の方の資料って事実が書いてあるので，こっちがメモをとることもなく，その資料を見ているだけで聞けたので，すごく集中できたんですけれども，逆に，弁護士の方の場合，質問事項は書いても，それに被告人がどう答えるかまでは書けないじゃないですか。そうすると，私たちは一生懸命，この質問に対してどう答えているとかそういうのを，メモを一生懸命書かなきゃいけなくて，だから，すごくそれがつらかったなということがありました。でも，それは書けないという決まりがあるので，どう答えるかなんていうことまで，それはもちろん書けないのは分かるので，その部分は不利かなと。手元に残る資料として明確な検察官側の事実と比べると，弁護人の質問を聞きながら自分が一生懸命書いたメモとかというのは，ちょっと不利があるかなというふうには思いました。

証人，被告人に対する検察官，弁護人の質問に関しては，ここは私のときも国選弁護人の方だったんですけれども，検察官の方は，とてもフレンドリーにその被告人に話し掛けている感じ。でも，弁護人の方は，何か堅苦しく，同じような質問を何度も何度もするので，何で同じ質問を何度も何度もするんだろうというのが裁判員の中でも話題になったぐらい，何か同じことを繰り返して聞いているな，何のために聞いているのかな，うまく答えられないということを引き出しているのかなとか，そんなふうになんかちょっと思ってしまうぐらいな感じでした。

最終的に，論告とか弁論の説得力の部分でいうと，検察官は有利だなと。事実を

調べ上げる力もあり、事実を調べ上げたことを説得力をもって言うと。でも、弁護士の場合は、この場合、罪は認めているわけですから、やったことは認めている中で、どう情状酌量とか罪の減刑に持っていくかというときに、いろんなアイテムを持っていないと説得力にならないなど。

例えば、おわびの気持ちを示すというときに、その被害者の女性、たくさんいるわけですがけれども、被害者の女性におわびをしていない。金銭的なおわびとかですね。おわびをする気持ちがあるのかないのかなんていうことを弁護士さんは話をするわけですがけれども、気持ちはあると。本人もあれだけけれども、お父さんもいるから、お父さんが、会いたくないと言われているから今はやっていないけれども、おわびをする、賠償金を払う、慰謝料を払う気持ちはあるとおっしゃるんですけれども。でも、お父さん、生活保護なので慰謝料なんて払えるわけないなとか、そういう意味で全然説得力ないし。

あと、さっき言ったプログラムですね。やっぱりこれも性犯罪なので、プログラムをやるための病院に受診しましたといっても、その後、刑務所から出ても引き続きその病院に受診するのか、本当なのかどうかということも突き止めることはないし。罪を認めて、出てきて更生するためにバックアップ体制が整っていますよ、奥さんは離婚しちゃうかもしれないけれども、お父さんがこんなに心配しています、みたいなそんな話の中で、お父さんだけのバックアップじゃ出てきた場合に難しいでしょうとか。

何かそういう、いろんな意味でアイテムがあって、こういう社会資源があって、こういう支援の手があって、こうだからこの若い被告人の刑をこう考えてくださいという部分での説得力、内容の説得力が求められるのに、弁護士さん、それが難しいんだろうなというのが私の感想でした。

でも、とても頭の良い方々の説得力のある話というのは、すごいなと思いました。  
以上です。

【司会者】

ありがとうございます。

それでは、7番の方、いかがですか。

【7番】

私の担当した事件は、コンビニみたいなところで、かごダッシュをして、その逃げる時に運転をした少年でした。その少年が追っかけてくる被害者、お店の店長さんだったんですが、それを車で引きずってけがをさせた。それで、車を運転していた時に被害者が車にいたかいなか、その辺が裁判の中での一番大きな論点でした。

それについて五日間、月曜から金曜まで掛けたスケジュールでやったわけですが、裁判の内容は、進行というか、それはおおむね分かりやすい、そんな状況でした。

二日目の午後でしたかね。今これ、送られてきた細かいスケジュールを見ているんですが、あんまり思い出したくない細かいスケジュールなんですけれども、先ほども言ったように、二日目の午後に被告人の質問というのがありまして、その中で、裁判官だけでなく私たち裁判員も少しずつ質問できるような、そんな現場での裁判所のリードがありまして、その法廷の中で発言することができるようになりましたね。それは、評議の中でうまい具合に裁判官の方が話を進めていってくれた結果だというふうに考えています。

ちょっといろいろなことを話したいんですけれども、例えばこれ、話題の内容と違うかと思うんですが、一番最初に地方裁判所へ来まして、個人のプライバシーを守るから、あなたは何番ですよ、そういう話から始まって、今日も7番であるわけなんですけれども、普通の生活ではあり得ないんですよ。それが一番最初に面食らいましたね。普通に話ししていると、つい私は誰々ですと、ごく当たり前に出ちゃうんですよ。でも、それが五日の間に慣れてきまして、ちょっと何番だったか忘れちゃったけれども、あなたは何番です、何番の裁判員が被告人にお尋ねしますと、こういう切り口で審理中に何度か質問ができました。

全体の印象からすると、今こうやって話しているのに抵抗を感じるんですよ。

というのは、話しちゃいけない部分があつて、それでもって細かいことを説明するのって難しいというか、どうもうまく話せないという。ですから、今、裁判の中の細かいことはお話ししませんけれども、裁判の流れを見ていると、今まで自分が知っていた裁判の風景から見ると、私の担当した件は、何か弁護士さんがどうも迫力がなかったとか、もっと緻密なというか、そんな弁論があつてもよかつたのかなというふうには思っていました。それは、今、初めてここで話すんですけども、そんな印象です。よろしいでしょうかね。まとまっていないかもしれません。

**【司会者】**

いえいえ、どうもありがとうございます。

今まで審理の関係で話がいろいろ出てきたんですけども、何か法曹三者の方からお聞きになりたいこととか、あるいは説明しておきたいこととか、何かありますか。

どうぞ、秦検事。

**【秦検察官】**

質問させていただきたいんですが、それは、先ほどから1番さんや6番さんの話の中で、被告人の量刑を決めるときに、要するに今後の更生の可能性であるとか、あるいは結局、刑務所に行って、その後の更生がどうなるのか、生活はどうなるのか、そういったところが量刑を決めるに当たってもかなり意識に入り込んだというお話あつたと思います。

今、現実的には、刑務所の中でも性犯罪などについては更生プログラムというのが現実にもう開始されていて、あるいは、これは性犯罪だけにかかわらず、刑務所から更に出所した後の更生についての連携というんですかね、そういったものが国の制度として大分整ってきているような状態なんですけど、ただ、一般の方が決してそれを当然として知っていらっしゃるような話ではないので。

そうすると、検察官は、今後、例えば量刑を決めていただく一資料として、特に、例えば性犯罪であれば、刑務所の中ではこういった更生プログラムというのが実は

ありますよとか、そういったことや、あるいは刑務所から出たときの連携が今こうなっているとか、そういったものをある程度積極的に立証していった方が皆さんの量刑判断においても適切な方向にお考えをまとめていくのには良いのかなとか、そういうことも思ったりはするんだけど、そんなことについて何か御意見でもあれば教えていただきたいかなと思いました。

#### 【司会者】

いかがでしょうか、今の点は。1番さんと6番さんのお話が結構関連していたと思います。

#### 【6番】

じゃ、ちょっと絡んでいるので、私、個人的であれですけども。

実際その審議の中でも、そういうものはどうなっているんだということを裁判官の方々にお聞きしたりしたんですね。更生プログラムもまだ歴史が浅いから、プログラムは始まっているけれども、実際、出た人たちがどうなっているかの統計まではまだないとか、そういうようなお話は頂いて、それも判断の中に入ったんですけども。

それを検察官がやるのか弁護人がやるのか分からないですけども、情報は頂いた方が。多分私たちは、今、最新の情報がどうなっているなんていうことは、本当に全然分からないので。刑務所で何が行われているのかも分からないし。こういうことに接すると、例えば私なんかは精神的な障害のある人に関わっているから、触法障害者の問題はどうなんだなんていうことにちょっと興味向きますけれども、それまでは向いていなかったもので、やっぱり情報としては頂いた方が考えやすいかなとは思っています。特に更生プログラムがあるような犯罪に関しては、そういうふうになりました。

#### 【1番】

プログラムの中で、この時は、証人に先生が出頭してくださったんですね。それで、どういうふうに性欲というんですか、そういうものを抑えるというか、そうい

うのはどうするんですかみたいなことを聞いたら、ある程度薬を投与したみたいなことはその時は言われたんですね。だけれども、プログラムのその他の内容的なものはちょっと分からなかったんですけれども、そんな薬で性欲を抑えるだけでは意味がないんじゃないのかなという思いも、私たちはあったんですね。

ただ、刑務所の中で一番、その刑を行って、その償いというか、言い渡された刑の中で私たちが求めているのは、やっぱり強く反省とか、被害者に対しての悪いこととか、それから自分たちの後ろに親兄弟、家族がいますよね、そういう人たちのことまでも考えられるようなプログラムをしてほしいなというのはありますね。

**【秦検察官】**

ありがとうございました。

**【司会者】**

ちょっと時間はないんですが、弁護人の方から何かありますか。

じゃ、岡本弁護士、どうぞ。

**【岡本弁護士】**

先ほど3番の方が反省の観点等を踏まえて、被告人の態度というようにお話しをされたと思うんですけれども、どういった態度が気になったかという点をまずお聞かせ願いたいのと、あと、それぞれの判決において、被告人の反省について述べられている判決、多々見受けられるんですけれども、1番さんの判決には、反省が見受けられないというような判決を頂いているようなんですね。どういった点が反省の態度が見受けられないというふうに、流れになったのかということをお簡単に教えていただければと思います。

**【司会者】**

評議の内容にわたらない範囲で、お話しいただけますか。

**【1番】**

例えば、被告人の悪かったとか、そういう謝りの言葉が全然ない、それから、自分のことしか考えて裁判に臨んでいないということ、それから、こんなのって弁護

士さんがこう言えば刑が軽くなるんじゃないみたいな、こんな態度とればいいんじゃないみたいなのが、言われて出てきているのかなというような態度というか、そういうのがちょっと言葉の中に感じた、そういうことですね。

【岡本弁護士】

分かりました。ありがとうございます。

【司会者】

3番さん、どうぞ。

【3番】

これは、私はあんまり感じなかったんですけども、控え室でのみんなの意見の中では、反応がないと。いろいろ検察官の方が言ったり、弁護士の方が話したりしていても、裁判官の方が話しても、被告人があんまり反応がないと、それって本当に分かっているのかなと、そういうことでした。

【岡本弁護士】

ありがとうございます。

【司会者】

裁判所の方から何か聞きたいことありますか。よろしいですか。はい。

まだまだいろいろ、ちょっと今の点、皆さんにお聞きしたいこともたくさん本当にあるんですけども、時間の関係もありますので、量刑に関することに関しては、以上で話は終えさせてもらいたいと思います。本当にいろいろ貴重なお話を伺えたと思っております。ありがとうございました。

最後に、皆様の方で、これから裁判員になられる方々、裁判員、補充裁判員等になられる方々に何かお伝えしたいというようなことがあれば、大変恐縮なんですけれども一言ずつで結構ですので、何かあればと思いますが、いかがでしょうか。

1番の方いかがですか。

【1番】

私も初めての経験だったんですけども、初めは、嫌だな、どうしようという思

いはみんな同じだと思うんですね。ですけれども、裁判員をやらせていただいて、新聞を見たり、何かテレビを見て事件があると、この事件は今度、皆さんはどういうふうを考えるのかなとか、こういうふうに流れて、裁判官の人たちも弁護士の人たちも本当にいろんなことを考えて執行というものをされるんだ、刑の重さとかそういうものを考えてくださっているんだということがすごく分かったんですね。だから、そういう面では、そんな重たい事件じゃ嫌だと思うんですよ。例えば殺人事件とかそういうのだと、ちょっと怖くて後で夢を見たりとか、そういうふうな、そういう刑が軽いというんですか、そういうものに関してだったら一度経験しておくのは、すごく自分のこれからの生き方にも考え方も変わるし、すごく勉強になりました。だから、一度はやってみてもいいかなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

2番の方、何かありますか。

【2番】

私の事件は、執行猶予になった事件ですが、それでも結構悩んだりしました。でも、これがもし死刑とかそういう事件だった場合、私たちみたいな普通の人が集まってきたときに、そういう重い事件だと、ちょっと心の負担になっちゃうのかなというのは思いました。私のときは、そこまでの事件じゃなかったもので、こういう建物に入ることもなかったですし、弁護士さん、検察官、それとあと裁判官の方に会うなんてこともきつとなかったと思うんですね。だから、私の事件のときのことにに関して言えば、私は良かったと思います。ただ、重い事件だった場合、ちょっとその後の心のあれは残っちゃう人もいないかなというのが少し思いました。

【司会者】

ありがとうございます。

3番の方、どうぞ。

【3番】

最初は、家に通知が来た時に、自分が受けるか受けられないか選択できますよね。それから、それで、極力拒否するなというのが書いてあって、こちらに来て当日、「今回はこんな裁判ですけれども、あなたは引き受けることができますか。」という説明がありましたよね。そこでまた、自分が引き受けるかどうかの判断ができますよね。その時に、裁判員を終わった方の半数以上は、やってみて良かったと言っているというようなことを一言付け加えていただければ、きっと引き受ける方もいっぱい出てくるんじゃないかなと思います。何かそういう統計みたいなのを出していただければいいかなと思います。

以上です。

【司会者】

4番の方、どうぞ。

【4番】

先日、1審、2審で懲役20年という判決が出たことに関して、最高裁が重すぎるということで、12年に減刑したという事案がありました。でも、そういうことにめげずに白紙の状態で裁判員裁判に臨んで、自分が疑問に思ったことや何かは裁判長によく聞いて、評議をよくしてもらって、そういう判決が出たからといって遠慮することなく、自分たちの意見を述べた方がいいと思います。

【司会者】

5番の方、どうぞ。

【5番】

私も良い経験をさせてもらったと思います。それで、裁判というのは感情を出しちゃだめなんだというのがよく分かりました。

【司会者】

6番の方、どうぞ。

【6番】

私の関わった事件は、判決は懲役11年でした。人の人生のその11年というも

のを奪うというか、牢屋に入ってもらおうということを決めるということの重みをすごく感じまして、今までみたいに、テレビで見て、こんなやつは死刑だよとか、こんなやつ一生ぶち込んでおけとか、そういうふうに簡単には言えないなというのがすごく今の実感なんですね。あんまり、人ごとみたいにしていますけれども、いつ自分が被害者、加害者になるかも分からないし、こういう経験を通して法ってどうなっているのかなとか、裁判ってどうなっているのかなということに接するというのは、やっぱり当事者にならないと真剣に向き合わないと思うので、そういう意味でもとても貴重な機会なので、これからなられる方は、多分プレッシャーは大きいと思うんですけれども、是非前向きにやっていただけたらなというふうに私は感じています。

以上です。

#### 【司会者】

ありがとうございます。

では最後、7番の方、どうぞ。

#### 【7番】

一番最初に裁判所から通知が来た時に、何で私にこんなのが来たの。それで、それを分からずに、そうね、確率低いから選ばれないよね。それで返事を出して、そうしたら選ばれてしまって。一番最初の説明のあった時に、あの時も予定の人数より3倍ぐらいの人が選ばれて、これでも当たることはないよなというそんな感じだったんですよ。宝くじなんかも当たったことないし。それで、私が選ばれたのというのを後で聞いたら、正しいのかな、選挙管理委員会か何かが名簿を作って、何か抽出しているなんて話を聞きましたけれども。

実は、私は、今62歳なんですけれども、ずっと生きている間は法律に守られて、自分の経験とか、私だけじゃなくてほかの人も、いろんな職業の人もいましたけれども、そういう人たちが自由に討論できる、評議できる、そういう場所を与えられた、たまたま私は選ばれてそういうことができた。しかも、この制度が始まって5

年、つまり裁判所というか法律の、普通の市民の人が参加する場所を与えてくれて、ですからいろいろ仕事があったりで重いのかもしれないんですけども、精神的にも重いし、具体的にその仕事を休んで出てくるというのも大変なことだと思うのですけれども、調べてみたら、そういう場に出るのには公民何とかという、やっぱりちゃんと守られていて、それなりに筋を通して説明すれば、許されれば、こういうところに参加できる、それはとてもいいことだと思いました。たった五日間の経験ですけれども、それは前にもお話ししたとおりです。

次に来る人たちに、初めての人ならば、来て話したら、実は私、選ばれたの2度目ですというか、最終的に残ったのは初めてだけれども、途中まで選ばれて、何年か前にそんなことがありましたという話を聞いたこともあります。いろいろ障害があるんでしょうけれども、障害というのかな、結果的に言うと、とても良い制度だと思いますし、ほんの短い期間ですけれども、今までに経験したことのない場を与えられて、改めてちゃんと言えらる場があれば、保証してくれるのであれば、そういうことを大切にして、そういうことを多くの人に経験してもらいたいなというふうには思っております。もし、周りの人でそんな人が来たら、是非参加するように勧めるつもりでいます。

以上です。

#### 【司会者】

ありがとうございました。

さて、今日、この意見交換会として予定していたところは基本的にこれで終わらせて、ちょっと私の不調法で時間が延びてしまったんですが、最後に記者の方から質問があるようですので、よろしくお願いします。

#### 【時事通信記者】

よろしく申し上げます。

今日、裁判員経験者の方々にちょっとお伺いしたいことなんですが、この会に今回参加されてどういうふうにご感想かという感想を、ちょっとずつ皆さんにお

伺いたいですけれども。

**【司会者】**

じゃ、順番に1番の方からどうぞ。

**【1番】**

とても緊張しました。裁判の時と違ってまた別な雰囲気と、皆さん、経験しているんな、自分が本当に一番最初何言っているか分からない、結局、もう整理がなかなかできなくて大変でした。でも、皆さんの経験談がすごく聞けたので、同じ考えの人もいたんだということとか、そういうことでは、すごく良かったと思います。

**【司会者】**

2番の方、どうぞ。

**【2番】**

私は、今日、裁判官の三浦さんとここで出会えたのがうれしく思っています。名前出しちゃっていいのかな。

**【司会者】**

どうぞ。

**【2番】**

新聞で裁判の記事を見るが多くなっただけですけども、そこに私の担当した事件の裁判長さんの裁判の記事も見ることができたので、何か良かったです。

以上です。

**【3番】**

テレビを見ているといろんな裁判が流れてきます。そんな場合に、この千葉裁判所のここで勉強したことがテレビの裁判とタイアップして、自分だったらなんて思いながら、よくテレビを見るようになりました。

以上です。

**【4番】**

先ほどちょっと言いましたけれども、検察官とか弁護士さんのおっしゃっている

ことを確かに聞きましたけれども、余り自分たちが判決を導き出すのには影響がなかった、それが意外だったです。

【司会者】

5番さん、どうぞ。

【5番】

裁判員裁判で事件に関わった時よりも、今日は部屋も広いし、無彩色だし、音もないし、シーンとして違った緊張感というか、いつもの自分じゃないような感じで終わりました。

【司会者】

6番さん、どうぞ。

【6番】

私も、この部屋の物々しさにちょっとびっくりしてしまって、ちょっとハイテンションにしゃべってしまったなという印象がありますけれども、この意見交換会に是非参加させてもらいたいと思っていたぐらい、裁判員制度を経験してから、自分の中で話したい、思いを伝え合いたいというのがずっとあって。でも、その場がないじゃないですか、そういうところって。なので、今日も参加できて、ちょっと時間の制約もあったし、あんまりしゃべれなかったですけども、でも、とても楽しかったと感じています。

以上です。

【司会者】

7番さん、どうぞ。

【7番】

最初に意見交換会の御案内を頂いた時に、よく読まずに、何かみんな集まってわいわいがやがややるのかなと、そんなつもりで御返答を書いたんですよ。そうしたら、半年くらい前の裁判の細かい内容が書いてあって、これに対して意見を述べてくださいというのでびっくりしまして、それで、また電車に乗ってきて、今日は休

んじゃおうかなと、何かまた話をするのは重いんじゃないのかなという、そんな感じで来ました。

正直言うと、今日は六日目になるんですかね、千葉地裁へ来たのが。半年前の五日間と、今日飛び離れて一日目ですか。その間に正直、裁判のことは忘れていました。それで、判決が出た後、その後のことについてフォローもできるんですけども、それは裁判所としては特別なあれは出しませんが、何かあれば閲覧というんですか、記録というんですか、何かそんなようなものがあって、見ることもできるんだということも知ってはいましたけれども、特に裁判が終わってしまえば、本来求められている仕事はそこまでなんで、ということですね。それで、しばらく忘れていた状況です。

該当の裁判をやっていた時に傍聴できるようになっていましたから、いつも傍聴に来る人がいるんですよとあって、そういう話を聞いたこともあって、実は話の途中でお話ししましたけれども、私自身も今、仕事がどっと減ったんで、千葉は遠いですがけれども、裁判所に傍聴人として来てみるのも一つの生活の仕方の一つかなというふうには思っています。決して遊びに来るつもりではありませんけれども、そんな感じです。

今日、先ほどお話を聞きましたけれども、やっぱり裁判が終わって何となく、話さなきゃいけないとか、たまっちゃったものを吐き出さなきゃいけないとか、いろいろそういう問題あると思うんですけども、個人のプライバシーが守れる範囲で半年前の言い忘れたこと、もっと言っておきたいことみたいなことを話すことができました。ありがとうございます。

**【司会者】**

ありがとうございます。

記者の方、いかがですか。

**【時事通信記者】**

ありがとうございます。

ちょっと皆さん、これは、もしこういうお考えの方がいたらお聞きしたいなということなんですけれども、今までのお話の中で、裁判員を経験される前と後で自分の中でものの見方が変わったというようなお話、何人かの方がお話しいただいていたんですけれども、生活の中でここが変わったかなというように、もし思っていたらっような御意見があれば、ちょっとどなたかお聞かせいただけたらと思います。

**【司会者】**

いかがですか。最初の方で7番の方は何かおっしゃられていた、まずその辺りはよろしいんですね。

ほかの方でも何か。

**【時事通信記者】**

例えば、6番の方は御自身のお仕事のところを含めて、裁判員を経験された後に、いろいろちょっとしたものを考えられることがあったというようなお話ありましたが、既にお話しいただいたこともあると思うんですが、やっぱり生活の中でも裁判員を経験したことで変わる部分というのは、かなりおありになったでしょうか。

**【司会者】**

どうぞ。

**【6番】**

特段、目立ってこうとかいうことはないんですけれども、先ほどもちょっと申したように、まず、触法障害者というものに対する興味というもの、関心ですよ。興味と言うと何かあれですが、関心が出てきたというところと。あとは、いろんな事件の報道とかを見ていても、無責任にその刑、自分の中の意見だけで、こんなやつ懲役何年だよねみたいなことは言えなくなったというのは本当に実感としてあります。あと、それ以外には特には、別に新聞でいろいろ追っ掛けるようになったわけでもないし、特に法曹界に入りたいと思っていることでもないの、そのぐらい

です。

**【司会者】**

ほかの方で、何か生活が変わった、感覚変わったとか。

1 番の方、どうぞ。

**【1 番】**

変わったというか、親子関係ですか。やっぱり裁判やってみて、その親、自分も親なんですけれども、こういう人の親はどういう思いだろうとか、そういうことですか。だから、自分の子供はどうなんだろうというふうを考える、それが多くなりましたね。それぐらいですかね。

**【時事通信記者】**

すみません、1 番の方、自分の子供だったらどうなんだろうと、例えばお子さんがこういう状況にもしなったらどうだろうとか、そういうようなことですか。それとも、お子さんがこんなとき、何を考えているだろうとか、そういうようなことでしょうかね。

**【1 番】**

そうですね。子供ともっといろんな話をしなくちゃなということですかね。

**【時事通信記者】**

ありがとうございます。

**【司会者】**

よろしいですか。

**【時事通信記者】**

はい。

**【司会者】**

どうもありがとうございました。

それでは、裁判員経験者の意見交換会をこれで終えたいと思います。皆様方、本当に今日は大変貴重な御意見、御指摘、御感想を頂きました。本当に私、個人的に

もすごく参考になりまして、これからしっかり頑張って裁判長をやっていかなきゃいけないかなというふうに思った次第です。本当にありがとうございました。

**【一同】**

ありがとうございました。

**【司会者】**

今日のこの席の、今回の会に出た意見を参考にさせていただきまして、これからより良い裁判員制度を実現していくよう、私たち法曹三者は頑張って努力していきたいというふうに思っております。

本日はお忙しい中、まことにありがとうございました。

(別紙第2)

話題事項について

- 1 裁判員を務められた感想を簡単にお聞かせください。
- 2 量刑（被告人の刑を決めること）について
  - 刑を決めるルールについて，裁判官からどのような説明がありましたか。裁判官の説明は分かりやすかったですか。裁判官に工夫してほしい点がありますか。
  - 被告人の刑を決める上で，難しかった点や分かりにくかった点がありますか。量刑グラフ（過去の裁判員裁判等で言い渡された刑をグラフにまとめたもの）は，刑を決める上で参考になりましたか。
  - 審理は，被告人の刑を決めるために分かりやすいものでしたか。印象に残っているのはどのような点ですか。検察官・弁護人・裁判官に，工夫してほしい点がありますか。
    - ア 冒頭陳述（審理の最初に検察官・弁護人が行った説明）
    - イ 証拠の説明（モニターを利用した書類の説明や供述調書の朗読等）
    - ウ 証人，被告人に対する検察官・弁護人の質問
    - エ 論告・弁論（審理の最後に検察官・弁護人が行った説明）
- 3 これから裁判員・補充裁判員（又は候補者）となられる方へ伝えたいことをお聞かせください。